

福井県衣服製造業最低工賃

効力発生日 令和7年4月5日

《主な改正内容》

- ▶ 婦人服製造業 … 品目に「ブラウス」を追加し、「糸くず取り」を1枚20円として新設
- ▶ 下着製造業 … 品目を「スリッパ」「スリーマー」「ショーツ」から、「スリッパ」「その他の下着」に変更し、「糸くず取り」の適用範囲を拡大
- ▶ 上記以外の全工程について、最低工賃を1円～10円引上げ

- 1 適用する家内労働者 福井県の区域内で婦人服製造業、スポーツ服製造業又は下着製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 上記1の家内労働者に上記1の業務を委託する委託者
- 3 上記1の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の業種欄、品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

1 婦人服製造業

品目	工程	規格	最低工賃額	(改正前)
スカート 又は スラックス	糸くず取り		1枚につき 25円	(22円)
	鍵ホック付け		1組につき 35円	(34円)
	糸ループ付け	手編みに限る	1枚につき 27円	(25円)
	スナップ付け		1組につき 29円	(26円)
	ボタン付け	根巻きに限る	1個につき 16円	(14円)
		根巻き以外のもの	1個につき 13円	(11円)
	×印しつけ止め		1か所につき 10円	(7円)
ブラウス	糸くず取り		1枚につき 20円	(新設)

2 スポーツ服製造業

品目	工程	規格	最低工賃額	(改正前)
トレーニング シャツ	糸くず取り		1枚につき 17円	(16円)
	オープンファスナー付け	ステッチ入れを含む	1枚につき 101円	(96円)
トレーニング パンツ	糸くず取り		1枚につき 14円	(13円)
	腰ひも通し	両端結びを含む	1枚につき 10円	(9円)
	ファスナー付け		1枚につき 70円	(60円)

3 下着製造業

品目	工程	規格	最低工賃額	(改正前)
スリッパ	カットワーク	上下2か所以上カットワークするもの	1枚につき 28円	(25円)
	糸くず取り	18か所以上のもの (1cm四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。)	1枚につき 18円	(16円)
その他の下着 「その他の下着」には、織物製下着、ニット製下着が含まれますが、パジャマ等の寝着類、ブラジャー等の補整着は含まれません。	糸くず取り	18か所以上のもの (1cm四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。)	1枚につき 18円	(新設)
		11か所以上のもの (1cm四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。)	1枚につき 12円	(新設)
		9か所以上のもの (1cm四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。)	1枚につき 11円	(新設)

お問合せ

福井労働局 賃金室 ☎0776(22)2691

福井労働基準監督署
☎:0776(54)7722

武生労働基準監督署
☎:0778(23)1440

敦賀労働基準監督署
☎:0770(22)0745

大野労働基準監督署
☎:0779(66)3838

家内労働法を守りましょう！

1 「家内労働手帳」を家内労働者に交付して、委託の都度、記入しましょう

- 委託者が家内労働者に仕事を委託する時は、無用なトラブルが生じないように、あらかじめ工賃などの委託条件をはっきりさせておくことが必要です。
- 家内労働法では、家内労働者に仕事を委託するに当たって、委託者は家内労働者に「家内労働手帳」を交付し、必要な事項を記入すべきことを定めています。

伝票式家内労働手帳 モデル様式

伝票式家内労働手帳 モデル様式

基本委託条件の通知

氏名	住所	連絡先

委託内容

日付	時間	内容	工賃

原材料の受渡しの都度（注文伝票）

原材料の受渡しの都度（注文伝票）

日付	品名	数量	単価	金額

物品の受渡しの都度（受入伝票）

物品の受渡しの都度（受入伝票）

日付	品名	数量	単価	金額

(注)「家内労働手帳」は、法律で定める事項が記載されていれば、伝票形式など別の形式でも差し支えありません。

2 工賃は、原則として現金で、その全額を1か月以内に支払いましょう

- 工賃は、原則として、現金でその全額を支払わなければなりません。
ただし、家内労働者の同意がある場合には、以下の方法によって支払うことができます。
①郵便為替 ②銀行等の預金口座への振り込み ③郵便振替口座への振り込み又は振り替え
- 工賃は、家内労働者から製品を受け取ってから1か月以内に支払わなければなりません。
毎月一定期日を工賃締切日として定めている場合は、その工賃締切日から1か月以内に支払わなければなりません。

3 「最低工賃」を守りましょう

福井県においては、「福井県眼鏡製造業最低工賃」と「福井県衣服製造業最低工賃」（表面に記載）が決められています。

これらの仕事を委託している場合には、最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

4 労働基準監督署に届出ましょう

委託状況届

委託者は、委託する仕事の内容や家内労働者数などについて、

①委託者になったとき ②毎年、4月1日現在の状況を、4月30日までに

委託者の営業所を管轄する労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に届け出なければなりません。

家内労働死傷病届

委託者は、家内労働者又は補助者が、委託した業務に関して、負傷したり、病気にかかって4日以上休業した場合、又は死亡した場合には、遅滞なく、委託者の営業所を管轄する労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に届け出なければなりません。